

地域包括支援センター公募関連の質問について、下記のとおり回答します。

仙台市健康福祉局地域包括ケア推進課

※下記のうち、「募集要項」は「仙台市地域包括支援センター設置運営法人募集要項」、「応募書類」は「仙台市地域包括支援センター設置運営法人応募書類」、「考え方及び委託予定業務」は「仙台市の地域包括支援センターに関する考え方及び委託予定業務」を指します。

質問項目	質 問	回 答
応募書類について	事業所計画書(様式第4号)に添付する「事業所予定地所在地地図」は、略図でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、略図で差し支えありません。ただし、審査の際に事業所予定地の場所が容易に確認できるよう、周辺の主要な道路や目標物等を記載するなど、所在地が明確に分かる内容の地図を添付してください。
応募書類について	事業所計画書(様式第4号)に添付する「事業所までの経路の写真」の始点は、どこに設定すれば良いでしょうか。	事業所までの経路の写真については、すでに予定スペースが確保されている場合は、事業所(事務所)を設置する施設(建物)の入り口を始点としてください。
応募書類について	運営計画書(様式第5号)を記入する際の書体は、「10.5ポイントかつ明朝体」との記述があります。詳細の指定がなければ「MS明朝」を使用致しますが、支障ありませんでしょうか。	お見込みのとおり、「MS明朝」を使用いただき差し支えありません。
事務所の設置について	現在公募が行われている地域包括支援センターの開設場所について質問いたします。 対象となる高砂地域包括支援センターは、現在、高砂市民センター内に併設されております。当法人といたしましては、受託法人が変更となった場合におきましても、地域住民の利便性維持および相談窓口の移行に伴う混乱を回避するため、現在の市民センター内スペースを継続して使用(開設)することが、住民福祉の観点から最も望ましいと考えております。 つきましては、事業計画の検討にあたり以下の2点についてご教示ください。 新たな受託法人が選定された場合、事業の公共性・継続性の観点から、現在の高砂市民センター内スペースを引き続き開設場所として使用(行政財産の使用許可等)することは可能でしょうか。 現在の受託法人(市社会福祉協議会)が同スペースを使用している制度的根拠(本市事業の受託に伴う行政財産使用許可等)、および使用料や光熱水費等の負担条件についてご教示ください。また、新受託法人にも原則として同等の条件が適用されるという認識でよろしいでしょうか。 住民へのシームレスな支援継続に向けた提案検討のため、ご確認のほどよろしく願いいたします。	高砂老人福祉センターの一部を使用する場合は、行政財産の目的外使用許可申請書を本市に提出いただいたうえで、「仙台市公有財産規則」第二十条に基づき、次のいずれかに該当する場合に使用を許可することとしております。 - 一 直接又は間接に本市の便宜となる事業又は施設の用に供するとき - 二 国、他の地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき - 三 その他市長が特に必要やむを得ないと認めるとき なお、使用料については、本市の公有財産事務取扱要領に基づき、社会福祉法人等、主として社会福祉の業を行うことを目的として設立された団体が、設立目的に従った本来の事業の用に供している場合には、使用料を100パーセント減免する取扱いとしております。また、光熱水費等の負担については、上記の取扱いにより使用料を減免される団体については、使用料の減免割合に応じて光熱水費等の負担を減免することができるものとしております。

地域包括支援センター公募関連の質問について、下記のとおり回答します。

仙台市健康福祉局地域包括ケア推進課

※下記のうち、「募集要項」は「仙台市地域包括支援センター設置運営法人募集要項」、「応募書類」は「仙台市地域包括支援センター設置運営法人応募書類」、「考え方及び委託予定業務」は「仙台市の地域包括支援センターに関する考え方及び委託予定業務」を指します。

質問項目	質 問	回 答
応募書類について	提出する応募書類につきまして、法人概要書(様式第2号)の従業員数は正社員の数の記入とありますが正社員の定義をご教示ください。 弊社では、総合職、専門職の他に契約社員(無期)、契約社員(有期)、パート社員(無期)、パート社員(有期)等があり正社員数として範囲はどこまでになりますでしょうか。	応募書類の法人概要書(様式第2号)の「従業員数」には、①労働契約の期間の定めがなく、②所定労働時間がフルタイムであり、③直接雇用である人を正社員としてご記入ください。